

# 世界の人権はいま

― 普遍的定期審査の現場から ― (その七)



研究センター所長  
同志社大学法学部教授

坂元 茂樹

北朝鮮の第一回の普遍的定期審査（UPR）は、二〇〇九年一月七日に行われました。事前に提出された北朝鮮の国家報告書には、他の国の報告書にはみられない特徴がありました。各国は、「人権の保護と促進に対する障害と課題」の中で、自国内の人権の実現を妨げている障害や課題を取り上げるのですが、北朝鮮は、その障害として米国の北朝鮮に対する敵視政策を取り上げていたからです。

北朝鮮によれば、米国は人権保護を口実に内政干渉を行っており、米国による制裁が朝鮮人民の人権の享受を深刻に阻害していると非難したのです。さらに、

二〇〇三年以来のEU提案による国連における北朝鮮人権決議を含む反北朝鮮キャンペーンが北朝鮮の人権分野における国際協力に対する障害となっていると主張しました。こうした主張を踏まえて、北朝鮮は、主権、尊厳そして人民の人権を保護するためによりいっそう自衛手段を強化すると述べるに至っては、人権基準実施のための各国の能力向上を目指すUPRの本来の趣旨とはかなりかけ離れた国家報告書になっているといわざるを得ません。

国連加盟国同士による人権状況の相互審査というUPRの性格も手伝い、UPRでは友好国はあまり厳しい質問や意見を述べない傾向があります。実際、いくつかのアジア諸国は北朝鮮の人権状況を積極的に評価しました。たとえば中国は、憲法や法律で人権の尊重が規定されていることを評価し、パキスタンも保健や教育へのアクセスを十分に確保している体制を評価しました。ミャンマーやベトナムも、同様に好意的な評価を行いました。

たしかに、UPRは個々の国家の人権状況を非難する場ではなく、事態の改善のための建設的な対話の場

です。しかし、自国の人権状況に同様の非難が向けられることを恐れる国によって、現状から大きくかけ離れた評価が行われるようでは、政治的評価だとの非難を免れないように思われます。これらの国の態度は、UPRに参加した西欧諸国が、北朝鮮の人権状況について極めて深い憂慮を表明したと好対照をなしています。

UPRで西欧諸国の批判の対象になったのは、裁判手続によらない処刑、拷問、非人道的又は品位を傷つける取り扱い、表現の自由や移動の自由の制限、政治的反対者の失踪、拉致問題、政治犯収容所、強制労働、社会的出身に基づく差別、朝鮮戦争による離散家族の再会が実施されていないこと、適正手続の制度的な欠陥、政治的及び宗教的な理由による死刑、女性や子どもに対する暴力、人身売買などです（米国、ベルギー、フランス、英国、ノルウェー、ドイツ、オランダ、スペイン、スイスなど）。

しかし、北朝鮮は、西欧諸国によるこうした懸念は北朝鮮に対する偏見の産物であると反論して、こうした人権違反を否定しました。結局、北朝鮮のUPRで

は一六七もの勧告が採択されました。国際社会を驚かしたのは、この一六七という勧告の数の多さではなく、これらの勧告を頑なに拒否し続けた北朝鮮の態度でした。北朝鮮は、五〇の勧告を受け入れず、残りの一一七に対してもその態度を表明しませんでした。

幸い、二〇一〇年三月一八日に採択された作業部会の報告書では、北朝鮮が検討して回答することになった二九の勧告が掲載されました。各国は、この結果に安堵しました。なぜなら、仮に北朝鮮がすべての勧告を受け入れない場合には、勧告の実施を審査する北朝鮮の二巡目のUPRが困難になるからです。こうした態度変更の背後には、国連人権理事会会の事務局の説得や努力があつたものと推測されます。

北朝鮮の事例は、かつての人権委員会に巣くつていた過度の政治化の克服が容易でないことを示しています。UPRにおいて各国が政治化の弊害をどれほど克服しえるかについては、もう少し時間が必要だと思われれます。現在の時点でいえることは、国連による北朝鮮人権決議を政治的で選択的だと非難する北朝鮮の態度こそが人権問題を政治化しているということです。